

## 船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年6月22日 11時00分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港西方沖 開発局釧路港西港区島防波堤西灯台から真方位283° 3.1海里 付近 (概位 北緯42° 59.5′ 東経144° 13.3′)
事故の概要	漁船 <sup>えいしょう</sup> 栄松丸は、定置網の保守作業中、甲板員がロープに弾かれて負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月5日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 栄松丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-20325（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員、一級小型・特定
負傷者	軽傷 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員ほか5人が乗り組み、定置網の保守作業を行う目的で、北海道<sup>あつけし しらぬか</sup>厚岸町白糠漁港を出航した。</p> <p>本船は、‘白糠漁港東方沖で南北方向に延びる白糠さけ定第1号内の定置網’（以下「本件定置網」という。）において、本件定置網の張り具合の調整に際し、‘本件定置網のアンカー綱を引くためのロープ’（以下「本件ロープ」という。）を使用して、本件定置網のアンカー綱及びアンカーを本船で引いて移動しようとしていた。</p> <p>甲板員は、本船が前進中、左舷船尾のたつに本件ロープを固定しようと巻き付けていたところ、本件ロープが緊張して本件ロープの巻きが一瞬で解かれ、本件ロープに右手等を弾かれた。</p> <p>甲板員は、乗組員によって介抱され、本船が白糠漁港に帰港した後、救急車で釧路市内の病院に搬送され、右母指基節骨開放骨折等と診断された。</p> <p>海図W26によれば、本事故発生場所付近は、底質が細かい砂である。</p> <p>甲板員は、ふだん、本船で引いて定置網のアンカーの位置を移動する際、ドラムでアンカーを起こし、アンカーの把駐力を弱めた状態で</p>

	<p>作業を行っていたが、本事故当時、アンカーが投入されてから時間が経っていなかったため、アンカーの把駐力がそれほど強くないと思い、ドラムでアンカーを起こさずに、アンカーの把駐力が弱められていない状態で作業を行っていた。</p>
分析	<p>本船は、定置網のアンカーの位置を移動させる目的で、甲板員がたつに本件ロープを固定しながら、前進中、甲板員が、アンカーの把駐力がそれほど強くないと推測していたものの、ドラムでアンカーを起こさずに、アンカーの把駐力が弱められていない状態で、たつに本件ロープを巻き付けていたことから、アンカーの把駐力で本件ロープが緊張して本件ロープの巻きが一瞬で解かれ、本件ロープに右手等を弾かれて、同人が負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、定置網のアンカーの位置を移動させる目的で、甲板員がたつに本件ロープを固定しながら、前進中、甲板員が、アンカーの把駐力がそれほど強くないと推測していたものの、ドラムでアンカーを起こさずに、アンカーの把駐力が弱められていない状態で、たつに本件ロープを巻き付けていたため、アンカーの把駐力で本件ロープが緊張して本件ロープの巻きが一瞬で解かれ、本件ロープに右手等を弾かれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、船で引いて定置網のアンカーの位置を移動する際、アンカーを起こしてアンカーの把駐力を弱めて移動すること。</li> </ul>